



水道・ごみ・環境

水道

問 上下水道局(中央6-2-9(つばき会館内))
 お客様サービスセンター
☎26-1622 FAX25-8156

▶ 水道の使用開始・中止

■新しく水道を使うとき

水道が利用できる状態でも使用開始の手続きが必要です。次のいずれかの方法で手続きを行ってください。

- ①電話(☎26-1622)
- ②上下水道局ホームページ(インターネット申込み)
- ③窓口(お客様サービスセンター(つばき会館3階))
 (水が出ない場合は、上下水道局(☎26-1622)に連絡してください。)

料金のお支払い方法は、口座制と納付制があります。

口座制 口座振替(自動払込)によるお支払いを希望される場合は、金融機関でお手続きいただくか、お客様サービスセンターに電話連絡いただければ、口座振替依頼書を郵送します。また、各市民センターにも依頼書を用意しています。

納付制 「納入通知書」を検針の翌月初旬に発行します。金融機関、コンビニエンスストアまたはスマホ決済アプリでお支払いください。

■水道の使用をやめるとき

一週間くらい前に、次のいずれかの方法で手続きを行ってください。係員がお伺いして、使用水量の検針と水道料金などの精算を行います。

- ①電話(☎26-1622)
- ②上下水道局ホームページ(インターネット申込み)
- ③窓口(お客様サービスセンター(つばき会館3階))

メータを共用しているアパートなど共同住宅で世帯数が変わるときにもご連絡ください。

※いずれの場合も「水道使用水量等のお知らせ票」などに記載されている「お客様番号」をお知らせください。

※各種手続きは、上下水道局ホームページ→お客様へ→各種申込→申請書のダウンロードを参照してください。

◎上下水道局ホームページ
<https://www.city.kure.lg.jp/site/jougesui/>



▶ 水道料金など

■水道料金

メータの口径に応じた使用量で算定します。上下水道局ホームページに掲載の料金表を確認してください。

■分担金

新規に水道を使用する方には、いままでの水道施設の建設費の一部を使用メータの口径に応じて、一度限り分担金として負担していただきます(金額はホームページ参照)。

▶ 水道の維持管理

道路(公道)下を通っている配水管は、上下水道局の財産です。配水管から分かれて、各家庭に水を配る給水管、止水栓、メータボックス、じゃ口などを給水装置と呼び、水道メータを除いたすべてがお客様(所有者)の財産です。

水道メータを除いた給水装置は、お客様(所有者)が維持管理しなければいけません。次の漏水が発生した場合は上下水道局が修理します。



- ①道路(公道)下に設置してある給水装置の漏水
- ②第1止水栓が宅地内に設置してある場合は、その止水栓までの漏水(第1止水栓が、道路(公道)部分に設置してある場合は①になります)。

※給水装置の漏水修理は、じゃ口のパッキン交換など軽微なものを除いて、資格のある者でなければ修理を行うことができませんので、呉市指定給水装置工事業者へお問い合わせください。

■水道が故障した時
(凍結による水道管の破裂や老朽管の漏水など)

給水装置(宅地内)の漏水の場合

- ①メータボックスの中またはその近くにある第2止水栓をしめる。
- ②第2止水栓がない場合や止水栓がわからない場合は、破裂部分を布などでおおい、針金できつくしばるなど、応急処置をする。
- ③呉市指定給水装置工事業者へ修理申込をしてください。

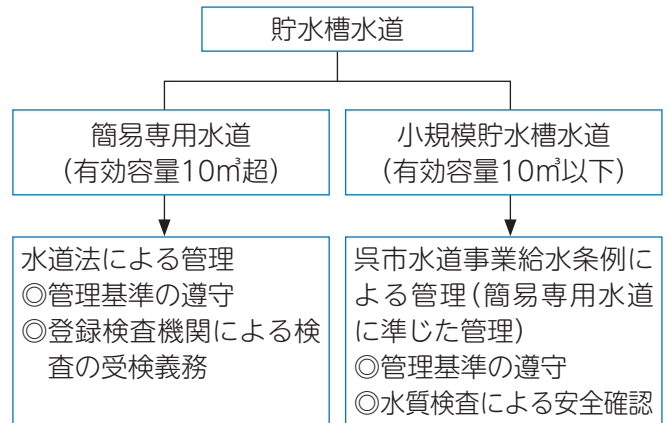
公道部分の水道管の漏水の場合または第1止水栓の漏水の場合

右記のお問い合わせを参考に上下水道局へご連絡ください。

■ビル、マンション等に設置している貯水槽の管理

貯水槽水道(受水槽、高置水槽など)の管理責任は設置者にあります。なお、管理基準は、次のとおり定められています。

- ①貯水槽の清掃
水槽の清掃を毎年1回以上、定期的に行う。
- ②貯水槽の点検
水槽にひび割れがないか、汚染されていないかなど定期的に点検を行う。
- ③水質検査の実施
各家庭のじゃ口から出る水の水質の検査を定期的に行い、安全を確認する。
- ④利用者への周知
水道水に健康を害するおそれがある時は、直ちに給水を停止し、利用者に危険を周知する。



▶ お問い合わせ

どこに問い合わせたらよいか分からないとき	
▶お客様サービスセンター	☎26-4040
水道使用「開始」・「中止」などの手続き、メータ検針、料金に関すること	
▶お客様サービスセンター	☎26-1622
公道上の漏水・水が濁っている・水の出が悪いとき	
▶管路管理課	☎26-1637
水道水の水質に関すること	
▶水質試験所	☎26-7702
井戸水・貯水槽の管理に関すること	
▶保健所生活衛生課	☎25-3538
貯水槽に関すること	
▶営業課	☎26-1640
夜間・休日のお問い合わせ	
▶夜間・休日緊急センター	☎26-1600

宅地内での漏水修理などは呉市指定給水装置工事業者へ
上下水道局ホームページの名簿をご覧ください。
<https://www.city.kure.lg.jp/site/jougesui/customer-shiteigyosha.html>



下水道

問 上下水道局(中央6-2-9(つばき会館内))
お客様サービスセンター ☎26-1622

▶ 下水道の接続・使用開始

■ 下水道の接続義務・接続工事

下水道が使用できるようになった区域では、トイレの水洗化工事を3年以内に行うよう義務づけられています。

接続工事は、呉市排水設備指定工事店でなければできません。あらかじめ見積もりをお取りになってご確認ください。

工事は5日くらいで、トイレが使えないのは1日程度です。

■ 水洗便所等改造資金利子補給制度

既存の住宅で水洗化工事を行う場合に、金融機関から融資を受けたとき、利子を上下水道局が負担します。

呉市上下水道局の定める利子補給の基準および金融機関の定める融資の基準に適合することが条件です。

工事と併せて、呉市排水設備指定工事店へ申し込んでください。

水洗トイレへの改造工事 最高60万円

(ただし、改造する便器が2個以上ある場合は最高90万円)

浄化槽の廃止工事 最高35万円

排水ポンプの設置工事 最高30万円

返済方法 5年以内の毎月元金均等返済

取扱い金融機関

広島銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、呉農業協同組合、芸南農業協同組合、広島ゆたか農業協同組合の呉市内店舗(呉信用金庫以外は、出張所を除く。)

■ 下水道の使用開始・廃止

下水道に汚水を流し始めた時から使用料をいただきます。使用開始の届出をしてください。使用料は、水道料金と一緒に納めていただきます。

井戸水の使用人数の変更や下水道のみ休止・廃止する場合には、事前に届出が必要です。

▶ 下水道使用料など

水道を使用している人は、水道水の使用水量を下水道の排除汚水量と同じとみなし、井戸水を使用している人は、人数や用途により上下水道局で汚水量を認定し、使用料を算定します。

■ 受益者負担金・分担金

下水道施設の受益者(下水道が使えるようになった区域に土地を持っている人や、長期で土地を借りている人など)に、下水道建設費の一部を一度限り負担していただきます。

負担金額 1平方メートルにつき110円

納付方法 納入通知書(原則として1回払いで、納期は、11月1日~11月末日です。)

■ 下水道を大切に使う

台所のごみ・残飯・食用油・水に溶けないティッシュペーパー・たばこ・ガムやガソリンなどの危険物は、下水管が詰まったり爆発する原因になるので流さないでください。

▶ 集落排水

農業・漁業集落の水環境・生活環境の改善のための汚水の排水施設です。

処理区域内に建物などを所有する人は、早期に接続してください。

■ 該当地区

農業集落排水施設

下蒲刈町下島・下蒲刈町三之瀬・蒲刈町向・安浦町野路西・豊浜町立花・豊浜町大浜・豊町沖友・豊町久比地区

漁業集落排水施設

下蒲刈町大地蔵・倉橋町鹿老渡・豊浜町豊島地区

■ 宅内の排水設備

集落排水処理施設を使用するためには、排水設備(トイレの水洗化、水周りの排水管など)を設置してください。



■排水設備の工事

排水設備の工事は、呉市排水設備指定工事店でなければなりません。あらかじめ見積もりをお取りになってご確認ください。下水道と同様に、水洗便所等改造資金利子補給制度が利用できます。

■集落排水使用料

計算方法は、下水道使用料と同じです。

■集落排水受益者分担金

集落排水処理施設の受益者で、公共ますに排水設備を接続する時に、集落排水処理施設の建設費の一部を一度限り負担していただきます。金額は、建物ごとに公共ます1個につき16万円です。(ただし、集落排水が使用できるようになってから3年以内に接続する場合は6万円)

▶ お問い合わせ

下水道使用料 集落排水使用料	
▶お客様サービスセンター	☎26-1622
受益者負担金・分担金 集落排水受益者分担金	
▶営業課	☎26-1615
つまったり、壊れたりしたら	
▶宅地外は 下水建設課	☎25-3427
▶宅地内は、呉市排水設備指定工事店や排水管清掃業者へご依頼ください。	

▶ 浄化槽

問 環境試験センター(青山町) ☎25-3551

浄化槽は、生活雑排水やトイレの排水を微生物を利用して浄化後消毒し、放流する設備で管理などに関するルールが決められています。

■保守点検

管理者は、保守点検の義務があります。呉市の登録を受けた保守点検業者に委託し、定期的に保守点検を実施してください。

■清掃

年1回以上、基準に従って清掃しなければなりません。

■法定検査

管理者は、浄化槽の新設後、4~8ヶ月の間に第1回目の法定検査と、その翌年から毎年1回、県知事が指定した検査機関が行う定期検査を受けなければなりません。

指定検査機関名

◎公益社団法人 広島県環境保全センター

広島市安佐南区大塚西4-2-28

☎082-849-6411

検査の種類: ガイドライン検査

◎公益社団法人 広島県浄化槽協会

広島県安芸郡府中町千代8-8

☎082-569-5540

検査の種類: 効率化検査

法定検査手数料 5,000円~22,000円

■浄化槽補助金

対象 次の要件をすべて満たす人

- ①公共下水道の予定処理区域外または集落排水処理施設などによる処理区域外で、住宅用あるいは共同住宅用に浄化槽を設置する人
- ②市税を完納している人

補助限度額

◎個人住宅	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽(二世帯住宅)	548,000円
◎共同住宅	5人槽	332,000円
	6~7人槽	414,000円
	8人槽以上	548,000円

※年間の補助基数には限りがあるので事前にお問い合わせください。



水道・ごみ・環境

▶ 地域下水道(音戸町竹田浜住宅団地)

■ 地域下水道施設の使用開始・廃止届

竹田浜地域下水道の対象地域で、新たに下水道を使用するとき、すでに使用している場合で使用者等に変更があったとき、使用の休止・再開や使用をやめるときには、呉市上下水道局とは別に、環境施設課への届出が必要です。

音戸市民センター ☎52-1111

環境施設課 ☎74-9107

ごみの出し方

問 環境政策課 ☎25-3302

環境業務課(広多賀谷) ☎74-9100

▶ ごみ・資源物

■ ごみの出し方

種類別に分けて、地区ごとに決められた日の朝8:30までに、地域で決められた場所に出してください。

ごみ、資源物の出し方について、詳しくは市役所か各市民センターなどで配布する「ごみ出しカレンダー」をご覧ください。

燃えるごみ(週2回収集)

台所のごみ(よく水を切って)、布類、プラスチック類、再生できない紙くず、草・枯葉などは燃えるごみ専用の指定袋に入れて出してください。

◎大40ℓ 40円 ◎特中30ℓ 30円

◎中20ℓ 20円 ◎小10ℓ 10円

※料金は1枚分。10枚1組で販売。



燃えないごみ(週1回程度収集)

金属類やガラス・陶器類、灰類などは燃えないごみ専用の指定袋に入れて出してください。

◎大30ℓ 30円 ◎中20ℓ 20円

◎小10ℓ 10円

※料金は1枚分。10枚1組で販売。



粗大ごみ(月1回収集)

机・ベッド・自転車など(指定袋[大]に入れて袋を閉じることができないもの)。一番長い辺が2m未満のものは粗大ごみの処理券1枚(300円)、2m以上のものは2枚(600円)貼って出してください。



マスコットキャラクター「クリンピー」



このマークの指定店で販売しています。



■ 資源物・有害危険ごみ

適切に分別してごみを減らしましょう

資源物や有害危険ごみを入れるためのコンテナや網袋は収集日の前日に資源物ステーションに配置します。

資源物(月2回程度)

飲料用、食品の空きびんなど(3分別)

無色透明



白色のコンテナ

茶色のびん



茶色のコンテナ

その他の色



水色のコンテナ

※乳白色のびん・鏡・板ガラス・ガラスコップ・電球・陶磁器・耐熱ガラスなど→燃えないごみ



水・ごみ・環境

缶類(飲料用、食用品の空き缶)

ペットボトル(飲料用、調味料)

- ◎網袋に入れてください。
- ◎ペンキの缶、さびた缶→燃えないごみ
- ◎ペットボトルのフタとラベル→燃えるごみ
- ◎**スプレー缶、カセットボンベ→有害・危険ごみ**



紙類(4分別)

- ①新聞紙・広告・チラシ
- ②本・雑誌・包装紙・空き箱・封筒・コピー用紙
- ③段ボールのみ
- ④紙パック 水洗いし、乾燥させ、切り開く。
- ◎それぞれ種類ごとに、ひもで十文字にしぼって(厚さ20cm以内)ください。
- ◎収集日が雨のときは、できるだけ次回の収集日に出してください。
- ◎アルミ箔のついた紙パック・感熱紙・カーボン紙・油紙・写真・ビニール加工紙など→燃えるごみ

有害・危険ごみ(月1回)

乾電池・ボタン電池・小型充電式電池(リチウム・ニカド・ニッケル電池)・モバイルバッテリー・蛍光管・水銀体温計および水銀血圧計・スプレー缶・小型カセットボンベ・使い捨てライターの9種類。

- ◎いずれも赤いコンテナに入れてください。
- ◎スプレー缶やカセットボンベは、大変危険ですので、穴を開けずに有害・危険ごみの日に出してください。
- ◎電球→燃えないごみ



赤のコンテナ

衣類品等(拠点回収)

- 古着、古布、シーツ、タオルなど。
- ◎市民センターなどの回収ボックスに入れてください。
- ◎汚れたもの、濡れたもの、布団、カーテン、どてら、ビニール・ゴム製品などは回収できません。

白色トレイ(拠点回収)

- 食品用の白色発泡スチロールトレイ(つまようじが簡単に刺さるもの)のみ。
- ◎水洗いし、乾かして市民センターや協力店の回収ボックスに入れてください。
- ◎セロハンテープ、ラップ、ホッチキスなどの異物は取り除いてください。
- ◎カップ麺、納豆などの容器、色つきやつや出し加工されたものは回収できません。

小型家電など(拠点回収)

- ◎携帯電話・ビデオデッキ・コード類など各家庭から出る使用済みの小型電子機器などを無料回収しています。
- ◎本庁舎と市民センターなどへ設置してある回収ボックスに投入してください。
- ◎投入口 40cm×20cmに入るもの
- ◎パソコン(※投入口に入らないものは、販売店やメーカーに相談してください。)

■市で収集しないごみ

事業ごみ 事業活動にともなう出るごみ

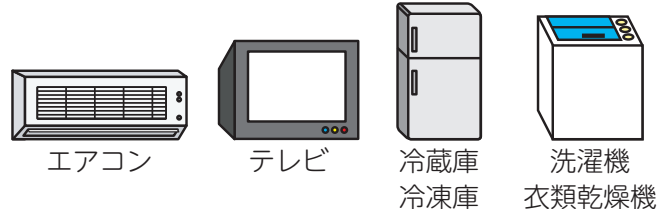
多量ごみ 引っ越しや庭木のせん定、大掃除などで一時的に出る多量なごみ

収集車に積み込みできないごみ

ブロック・岩、瓦、畳、金庫など

家電リサイクル法によるもの

テレビ(液晶式・プラズマ式を含む)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。
※販売店に相談してください。



エアコン

テレビ

冷蔵庫
冷凍庫

洗濯機
衣類乾燥機



市で処理できないごみ

▶ 購入店で引き取ってもらうか、販売店などに相談してください。

◎バイク

(エンジンのある農機具など)



◎タイヤ

◎チェーン

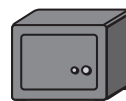
◎ホイール

◎自動車部品

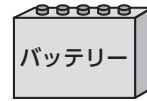


◎ガスボンベ

◎金庫



◎バッテリー



◎消火器



◎家庭系医療廃棄物 ◎ボウリングのボール ◎ペンキ類 ◎薬品・農薬等劇薬類など

▶ 市の許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理を依頼してください。(有料です)

連絡先については、呉市ホームページをご覧くださいか、環境政策課(☎25-3303)にお問い合わせください。



◎電動ベッド ◎電動マッサージチェア ◎電気温水器
◎廃油 ◎電動車いす ◎トレーニングマシン ◎ドラム缶など

■指定ごみ袋支援制度

問 環境政策課 ☎25-3303

ごみ処理手数料の減免

対象

- ①生活扶助受給世帯
- ②児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯
- ③紙おむつ購入助成券の交付を受けている高齢者・障害者、もしくはその人を扶養する世帯
- ④2歳未満の乳幼児を扶養するため紙おむつを常用する市民税非課税の世帯

申請方法

環境政策課か各市民センターの窓口で申請書を提出してください。

※受給証書、受給証明書、受給事実が確認できるものが必要です。

▶ お問い合わせ

指定ごみ袋のこと	
▶ 環境政策課	☎25-3303
ごみの収集のこと	
▶ 環境業務課	☎74-9100
ごみ処理施設のこと	
▶ 環境施設課	☎74-9107
公害(騒音・悪臭など)	
▶ 環境試験センター(青山町)	☎25-3551



水道・ごみ・環境

環境

問 環境政策課 ☎25-3301
環境試験センター(青山町) ☎25-3551

▶ 家庭用燃料電池(エネファーム)設置への補助

問 環境政策課 ☎25-3301

対象者

次の要件をすべて満たす方

- ①市内の自らが居住する住宅に家庭用燃料電池(エネファーム)を設置する個人(※1)または家庭用燃料電池(エネファーム)が設置された市内の建売住宅を購入し自ら居住する個人(※2)
- ②本市の区域内に住所を有する個人または単身赴任などで、一時的に市外に居住している個人
- ③呉市税を滞納していない個人
- ④暴力団員などでない個人

注意事項

- ※1 設置工事の着工前に申請してください。
- ※2 購入した住宅の代金を支払う前に、申請してください。

補助金交付額

1台当たり30,000円
詳細は呉市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/enefarm.html>

▶ 公害

問 環境試験センター(青山町) ☎25-3551

騒音・悪臭の相談ができます。

▶ 斎場

問 環境政策課 ☎25-3298

■ 使用料

呉市斎場使用許可申請時にお支払いください。

施設名称	区分	使用料	
		市内居住者	市外居住者
呉市斎場 ☎33-2365	大人	21,000円	72,000円
	子ども (12歳未満)	16,800円	57,600円
東部火葬場 ☎84-4602	動物(ペット) (呉市斎場のみ: お骨は持ち帰れ ません)	6,300円	21,600円
蒲刈火葬場			
極楽苑 豊火葬場	大人	18,000円	54,000円
	子ども (12歳未満)	14,400円	43,200円

■ 利用方法

市役所または各市民センターで「呉市斎場使用許可申請書」に必要事項を記入し、申請してください。

死亡届(死産届)などの手続きの際に受けられた「死体火葬許可証」を提示してください。

呉市斎場などをご利用の前には予約が必要です。

※音戸町及び倉橋町の区域にお住まいの方は、江田島市葬斎センター(☎57-6070)もご利用いただけます。

お願い

- ◎呉市斎場などでは、心づけなどの金品は一切お受けしていません。
- ◎棺の中に、思い出の品やドライアイス、食品、アルコール類などの副葬品は入れないようご協力ください。
- ◎心臓ペースメーカーを使用されていた場合は、爆発のおそれがあるので、使用許可申請時にお知らせください。

